

紋別市新型コロナウイルス対策（市民会館対策・  
文化会館対策）事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民会館大ホール及び小ホール、文化会館ホールにおいて、人が集まるすべての催物の際に、「3つの密」をつくらないなど、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら、社会教育施設の利用により生涯学習の場を提供することを目的に、紋別市民会館条例（昭和47年7月1日条例第32号。以下「市民会館条例」という。）第6条別表及び同条例施行規則（平成13年4月1日教委規則第2号。以下「市民会館規則」という。）第7条別表第1に定める大ホール・小ホールの基本使用料・暖房料・備品使用料と、紋別市文化会館条例（平成元年9月29日条例第17号。以下「文化会館条例」という。）第6条別表1及び同条例施行規則（平成13年4月1日教委規則第3号。以下「文化会館規則」という。）に定めるホールの基本使用料・暖房料・備品使用料の支払いを受けた者に対し、予算の範囲内において使用料の一部を補助し、紋別市新型コロナウイルス対策（市民会館対策・文化会館対策）事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、市民会館規則第5条に規定する市民会館使用許可者及び文化会館規則第5条に規定する文化会館使用許可者（以下「使用許可者」という。）で、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの期間において、紋別市民会館又は紋別市文化会館を使用した者を対象とし、次の各号に該当する者とする。

- （1）市民会館条例第6条第1項に規定する別表の基本使用料金に定める使用区分の大ホール・小ホールの内、基本使用料・暖房料・備品使用料（以下「市民会館使用料」という。）を既に納付している者。
- （2）文化会館条例第6条第1項に規定する別表1の基本使用料金に定める使用区分のホールの基本使用料・暖房料・備品使用料（以下「文化会館使用料」という。）を既に納付している者。

（補助対象としない者）

第3条 補助対象としない者は、次の各号に該当する者とする。

- （1）市民会館規則第8条に基づく紋別市民会館使用料減免申請書（以下「市民会館減免申請書」という。）を紋別市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、減免を受けている者（一部免除者は除く。）
- （2）文化会館規則第8条に基づく紋別市文化会館使用料減免申請書（以下「文

化会館減免申請書」という。)を委員会に提出し、減免を受けている者(一部免除者は除く。)

(3) 官公庁(国・都道府県・市町村(紋別市を含む))。但し、官公庁から受託(委託)を受けている者又は官公庁に準じる者は除く。

(4) 紋別市からの補助金を受けている者で、補助金に市民会館使用料又は文化会館使用料相当分の費用が含まれている場合。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に該当する者で、市民会館使用料の内、使用区分の大ホールに係る市民会館使用料から文化会館ホールの使用料に置き換えて算定した額を差し引いた額。

(2) 前条第1号に該当する者で、市民会館使用料の内、使用区分の小ホールの市民会館使用料の半額。

(3) 前条第2号に該当する者で、文化会館使用料の半額。

(4) 前条第1号及び第2号に該当する者の内、備品使用料については、使用した備品使用料の合計額の75%相当の金額。(10円未満切り上げ)

(5) 前条第1号及び第2号に該当する者で、市民会館減免申請書及び文化会館減免申請書を委員会に提出している者の内、全額免除者以外の者については、減免後の使用料を基準とし、(1)から(4)に基づき算定した額。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新型コロナウイルス対策事業補助金交付申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)に必要事項を記入し、次の書類を添付して委員会に提出しなければならない。

(1) 振込先の確認できる書類

(2) その他、必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 委員会は、前条の申請者から申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、申請の内容が適当であると認めたときには、当該補助金の額を決定し、新型コロナウイルス対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の支給)

第7条 委員会は、前条の規定により交付決定した者に対し、申請者から申請書の提出があった日から、30日以内に補助金を支給しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 委員会は、偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けた者があ

るときは、当該補助金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(補助金の支給期間)

第9条 補助金の支給期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの期間とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の支給に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。